

(合) 商大グリーンツーリズム 国内「手配旅行契約」取引条件説明書

このご案内に記載のないことは、当社の「手配旅行契約約款」によります。当社では、個人・グループのお客様とご契約に際しまして、次の料金を申し受けますのでご了承の程お願い申し上げます。

1. 申込みについて

- (1) 当社指定の申込書に所定事項をご記入の上、旅行代金の30%以上の申込金をお預かりいたします。なお、申込金は旅行代金の一部として残金お支払いの際に精算させていただきます。
- (2) 電話による申込みもお受けいたしますが、別途申込書と申込金を当社に提出していただきます。
- (3) 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立するものとします。

2. 旅行業務取扱料金

旅行の予約手配、宿泊券類の発行に対しては、旅行業務取扱料金として次の料金を申し受けます。

なお、料金には別途消費税がかかります(料金表示は税抜価格)。

(1) 手配旅行取扱料金(手配旅行契約)

運送・宿泊機関等の手配が複合した場合	10人以上の団体旅行の場合	旅行費用総額の20%以内
	上記以外の場合	1件につき500円
宿泊機関のみの手配の場合	10人以上の団体旅行の場合	旅行費用総額の10%以内
	上記以外の場合	1件につき500円
運送機関のみの手配の場合	10人以上の団体旅行の場合	旅行費用総額の10%以内
	上記以外の場合	1件につき500円

(2) 旅行相談料金(旅行相談契約)

旅行計画作成のための相談・助言	基本料金(60分まで)	2,000円
	以降30分につき	1,000円
旅行日程表の作成	旅行日程1日につき	1,000円
	1日増すごとに	1,000円
旅行に必要な費用の見積 (運送・宿泊機関等の手配が複合した場合)	基本料金	3,000円
	旅行日程1日につき	1,000円
運送機関の運賃・料金の見積	1件につき	500円
旅行地及び運送・宿泊機関等に関する情報提供	資料1枚につき	1,000円
お客様の依頼による出張相談	上記 ~ までの料金に	5,000円増(交通費別)

(3) 旅行契約成立後、お客様の申し出により旅行を中止された場合でも旅行業務取扱料金の払い戻しはいたしません。また、引渡し前であっても、手配の全部又は一部が終了している場合は、その割合に応じた旅行業務取扱料金をいただきます。

(4) 特別手配・緊急手配を行った場合は、特別通信費として、その実費を申し受けます。

3. 取消・変更について

お客様の都合により変更又は取消の申し出があったときは、宿泊・運送機関の定める取消料の他に、当社は、旅行取扱料金に加えて取消・変更に係る取扱料金として次の料金を申し受けます。

変更 手続	運送・宿泊機関等との手配が複合した場合	10人以上の団体旅行の場合	変更部分の変更前旅行代金の10%以内
	運送機関の予約・手配の変更	上記以外の場合	1件につき500円
	宿泊機関の予約・手配の変更		1件につき500円
取消 手続	運送・宿泊機関等との手配が複合した場合	10人以上の団体旅行の場合	変更部分の変更前旅行代金の10%以内
	運送機関の予約・手配の取消	上記以外の場合	1件につき500円
	宿泊機関の予約・手配の取消		1件につき500円

4. 宿泊機関の取消料

(1) 予約を取消された場合または使用されなかった場合は宿泊日を基準に、また宿泊の場合は第1日目の宿泊料を対象として、次の率による取消料をいただき残額を払い戻します。なお、使用されなかった宿泊の払い戻しについては、宿泊日から1ヶ月以内に申し出下さい。

各宿泊施設により取消料が変わりますので、係員にお尋ね下さい。標準的な取消料金は次の通りです。

取消し料率		申込人員		
		1~14名	15~30名	31~100名
	21日前	無料	無料	無料
	14~20前			10%
	8~13日前	10%	20%	50%
	3~7日前	20%	50%	80%
	2日前	50%	80%	100%
	前日	80%	100%	
不泊・当日	100%			

(2) 一部人員の変更(減員)については係員にお尋ね下さい。

(3) 宿泊当日、予約した人員より宿泊人員が減少した場合、宿泊先で所定の払い戻しを受け、上記料率による取消料をお支払い下さい。

5. 当社の責任及び免責事項

(1) 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。但し、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2) お客様が次に掲げるような事由により損害を被られても、当社は上記(1)を負いかねます。

但し、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。

天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。

運送・宿泊機関などの事故もしくは火災により発生する損害。

運送・宿泊機関などのサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
日本または外国官公署の命令、外国の出入国規制又は伝染病による隔離、又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止。

自由行動中自己。

食中毒。

盗難。

運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、またはこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮。

(3) 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同号の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1人につき15万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)を限度として賠償します。

6. 通信契約により、旅行契約の締結をされるお客様との旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」という)のカード会員(以下「会員」という)より、所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けること」を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段」による旅行の申込みを受ける場合があります。

(1) 通信契約についても、当社「旅行業約款 手配旅行契約の部」に準拠いたします。

(2) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が、旅行契約に基づく旅行代金等の支払いまたは払戻し債務を履行すべき日をいいます。

(3) 通信契約の申込みの際し、会員は、申込みをしようとする「旅行サービスの内容」、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期限」などを当社に申し出いただきます。

(4) 通信契約による旅行契約は、当社らが申込みを承諾する通知を発した時に成立します。

但し、当社らが、Eメールなどの電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達したときに成立するものとします。電話による申込みの場合は、申込みを当社が受諾した時に成立するものとします。また、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申込みの場合は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。

(5) 通信契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金などに係わる債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただく場合があります。当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。

この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。

(6) インターネットなどのIT関連情報通信技術を利用して旅行申込みをお受けする場合は、旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供した時は、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。

(7) 会員の通信機器に前項(6)に係わる記載事項を記録するためのファイルが備えられていない時は、当社の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、会員が記載事項を閲覧したことを確認します。

7. その他

(1) その他の事項につきましては、「標準旅行業約款(手配旅行契約の部)」によります。

(2) 施設の取消料につきましては、各施設の宿泊約款が適用されます。

旅行企画・実施

合同会社 商大グリーンツーリズム <北海道知事登録旅行業 第3-680>

〒069-1513 北海道夕張郡栗山町朝日3丁目97番地 TEL 090-4873-0043 TEL/FAX 0123-76-7072

E-mail: uesaka@ivy.ocn.ne.jp

HP: <http://www.southern-sorachi.com>

営業時間: 9:00~18:00(年中無休・年末年始を除く)